



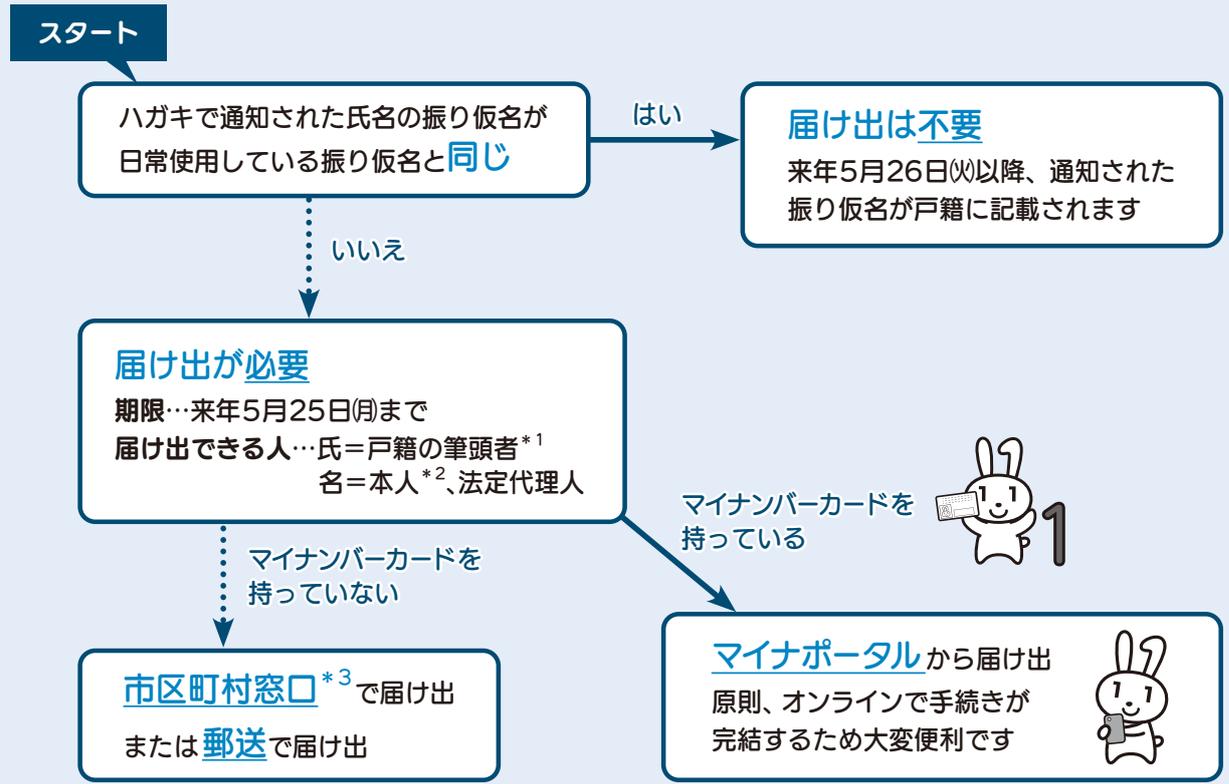
# フリガナ 新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されます

市民課 ☎224-5747 ☎225-5371

## シリーズ⑤ 戸籍ってなに？ ～氏・名の振り仮名の届出、あなたは必要？不要？～

現在、戸籍に氏名の振り仮名の記載はありませんが、改正戸籍法が施行される5月26日(月)から、出生届等による記載が始まります。また、すでに戸籍に氏名の記載がある方には、**本籍のある市区町村**から振り仮名の記載案がハガキで通知されます。

今回は、ハガキが送付された後に、氏・名の振り仮名の届け出が必要になるケースを簡単なフローチャートにまとめましたので、ぜひチェックしてみてください。



- \* 1 筆頭者が除籍されている場合は配偶者。配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人になります。
- \* 2 15歳未満の場合は、親権者が届出人になります。
- \* 3 本籍または住民登録がある市区町村窓口のことです。

## 「わたしの提案」を実施しています

広聴課 ☎224-5011 ☎222-5454



市政提案制度「わたしの提案」で、皆さんからの市政に対する意見・提案を受け付けています。寄せられた意見は、市長が直接拝読します。投函箱には専用の用紙が備え付けてあります(任意の用紙でも可)ので、住所・氏名等を明記の上、提出してください。

- ① 投函箱、② 郵 (〒350-8601川越市役所広聴課)、③ ☎222-5454、④ 市 市「市政への提案フォーム」

\* 投函箱は、本庁舎1階・市民センター・川越駅西口連絡所・中央公民館・南公民館・北公民館・高階南公民館・霞ヶ関西公民館・霞ヶ関北公民館・大東南公民館・中央図書館・西図書館・川越駅東口図書館・メルト・ジョイフル・オアシス・総合保健センターにあります。

\* 4月1日に「市民意見箱」から名称が変更されました。